

# 平成28年度の動き

平成28年度は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を規定した、公平かつ実効的な枠組みである「パリ協定」が発効し、国際的に環境問題への取組が注目された年になりました。

国内においては、電気の小売業への参入が全面自由化され、家庭や商店を含む全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになるなど、消費者の選択肢が広がった一方で、最大震度7の地震により甚大な被害をもたらした熊本地震が発生し、改めて災害への備えが求められた年でもありました。

平成28年度の本県の環境に関わる主な動きは、次のとおりです。

## 【大日止昴小水力発電所の整備】

本県の地域特性を生かした環境に優しい再生可能エネルギーの有効活用を図るため、日之影町大字岩井川大人に大人発電農業協同組合が農業用水を利用したマイクロ水力発電施設（出力49.9kW）の整備を行っています。

## 【本県の新エネルギー導入実績】

平成26年4月には、東日本大震災以降初めてエネルギー基本計画が策定され、「再生可能エネルギーについては2013年から3年程度導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」ことが示されました。本県においても国が進める固定価格買取制度によって大規模太陽光発電設備などの導入が進み、平成28年度の新エネルギー導入量は発電部門で955,220kW、熱利用部門で62,457kLとなっています。

## 【第12次鳥獣保護管理事業計画等の策定】

平成28年10月に国の鳥獣保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針が策定されたことに伴い、当該基本指針に則して平成29年3月に宮崎県第12次鳥獣保護管理事業計画を策定するとともに、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）を策定しました。

## 【宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部改正】

本県における環境影響評価（環境アセスメント）について、対象事業の種類や規模要件の細目等を定めている宮崎県環境影響評価条例施行規則を平成28年3月に一部改正し、同年10月1日の施行をもって一定面積以上の土地造成事業を新たに対象事業に追加しました。

この改正により、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置など、造成を伴う一定面積（50ヘクタール）以上の開発事業について、環境影響評価の実施が必要となりました。

**【家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画の改正】**

本県における「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」について、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下、「家畜排せつ物法」という。）に基づき、平成29年1月に改正しました。

**【重要生息地（庵川東入江重要生息地）の指定】**

本県では、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、県内における野生動植物の生息地域等のうち、その野生動植物の保護のため重要と認めるものを「重要生息地」として指定しています。

平成29年3月に「庵川東入江重要生息地」（門川町）を新たに指定し、県内の重要生息地は10か所となりました。